

児童扶養手当の現況届を提出してください

☎子育て支援課給付係
☎ 63-1417

児童扶養手当を受給している人（支給停止となっている人も含む）は、現況届を提出してください。提出されないと令和2年1月（令和元年11・12月分）から手当が受給できなくなります。

- 受付期間** 8月5日（月）～16日（金）
- 受付場所** 子育て支援課
- 手続きに必要なもの**
 - ①児童扶養手当現況届（事前に郵送します）
 - ②健康保険証（受給者と子どものもの）
 - ④印鑑（朱肉を使用するもの）
 - ⑤児童扶養手当証書
 - ⑥その他現況届に必要な書類



●手当の月額（4月1日現在）

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	42,910円	42,900～10,120円
児童2人目の加算額	10,140円	10,130～5,070円
児童3人目以降の加算額	6,080円	6,070～3,040円

未婚の児童扶養手当受給者への臨時・特別給付金を支給します

☎子育て支援課給付係 ☎ 63-1417

対象見込みの人には、児童扶養手当現況届案内通知と一緒に、申請書などを同封しています。児童扶養手当の現況届と同時に申請してください。

- 対象者** これまでに法律婚をしたことがなく、11月分の児童扶養手当が支給される母か父（支給停止中の人や、現況届未提出の人は対象になりません。）
- 受付期限** 12月6日（金）
- 受付場所** 子育て支援課
- 給付額** 17,500円
- 支給時期** 令和2年1月
- 手続きに必要なもの**
 - ①申請書（請求書）
 - ②申請者の戸籍謄本 1通

<児童扶養手当を受給することができる人>

下記の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、父か母に代わって養育している人（養育者）です。児童が中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父母が離婚した後、父か母と生計を同じくしていない児童
- ②父か母が死亡した児童
- ③父か母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父か母の生死が明らかでない児童
- ⑤父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父か母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦父か母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※公的年金の受給ができるときなどは、上記に該当しても受給できない場合があります。

受給資格を確認します。

～ひとり親家庭等医療費助成～

☎子育て支援課給付係 ☎ 63-1417

ひとり親家庭等医療費助成受給資格をお持ちの人は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。



- 受付期日** 8月5日（月）～16日（金）
- 受付場所** 子育て支援課
- 手続きに必要なもの**
 - ①ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証
 - ②健康保険証（受給資格者全員分）
 - ③印鑑（朱肉を使用するもの）

21歳・41歳の今だけ無料！ 子宮頸がん・乳がん検診を受けませんか

☎すこやか未来課健康増進係
☎ 63-1133

対象者には無料クーポン券と検診手帳を郵送しています。子宮頸がんは20～40歳代が最も多く、乳がんは40歳代で急増します。早期に治療するほど、治癒率が高くなりますが、初期では自覚症状がほとんどないため、早く気づくには検診を受けることが大切です。仕事、子育てや勉強などに頑張っている女性の皆さん、その頑張りが報われるのは健康な体があってこそ。あなたと大切な人の今と未来のためにがん検診を受けませんか。

- 実施期間** 12月31日（火）まで
※上記期間内でも休診日などの都合で実施できない場合があります。
- 予約期間** 11月30日（土）まで
- 検診機関**

子宮頸がん	乳がん	検診機関	電話
○	○	市民病院健康管理センター	☎ 62-4480
	○	伊藤医院	☎ 62-0405
	○	四ツ山クリニック	☎ 62-0407
○		まつおレディースクリニック	☎ 66-3110

※要予約。受診方法はクーポン券の裏面をご確認ください。

- 対象者** 荒尾市に住民登録をしている女性で、下記の生年月日に当てはまる人（令和2年3月31日時点の年齢）
 - ①子宮頸がん検診（21歳）
平成10年4月2日～平成11年4月1日
 - ②乳がん検診（41歳）
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日

- ・クーポン券は、4月20日現在、荒尾市に住民登録をしている対象者へ配付します。4月21日以降に荒尾市へ転入した対象者はお問い合わせください。ただし、5～6月に実施したがん検診で、子宮頸がん・乳がん検診を受診した人は、再受診の必要がないため、無料クーポン券は配付しません。
- ・実施期間の後半は予約が混み合います。早めに予約・受診しましょう。
- ・食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善によって、がんの予防に努めることが大切です。

「歯と口の健康」シリーズ②（全5回） ～むし歯をつくる3つの要因～

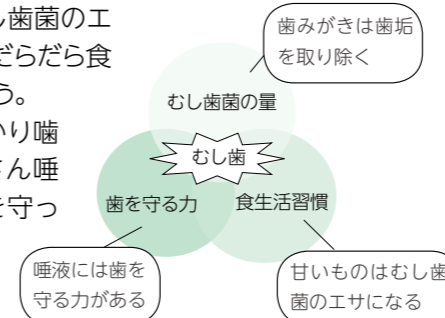


☎すこやか未来課母子保健係
☎ 63-1153

荒尾市では、むし歯を持つ子の割合が県の平均よりも高い状況にあるため、子どものむし歯予防のポイントを中心にお伝えします。

<むし歯をつくる3つの要因>

- ①**むし歯菌** 糖分を使ってむし歯菌が歯垢（酸性）をつくります。歯垢がむし歯菌を包み込んで歯にくっつき、歯の表面を溶かしてしまいます。予防のために、食後は歯みがきを。
- ②**甘いもの** むし歯菌のエサになります。だから食べは止めましょう。
- ③**歯の質** しっかり噛むことでたくさん唾液が出て、歯を守ってくれます。



<なぜむし歯ができるの？>

食事やおやつを食べると、口の中は酸性になり、歯のエナメル質が溶け始めます（脱灰※1）。しかし、次の食事までの間に、唾液の力で元に戻る動きもあります（再石灰化※2）。

このように口の中では、エナメル質が溶け始めたり、元に戻ったりを繰り返しています。元に戻る力が溶けだす力に追いつかないと、むし歯になってしまいます。

